

傷 害 総 合 保 険

# 未来スケッチ

ライフステージに合わせた、  
安心の未来を描き続けます。

レジャー中  
の事故に



ご家庭内の  
事故に



お子さま  
のケガに



 **Web約款** ~地球に優しい選択~

紙資源節減のため「Web約款」をおすすめします。

# お客さまのライフスタイルに合わせて、

補償の対象となる方を、お客さまの家族構成にあわせて下記タイプ(型)から自由にご選択できます。

## 個人型

▶被保険者:ご本人



## 家族型

▶被保険者:ご本人、配偶者  
その他のご親族



## 夫婦型

▶被保険者:ご本人、配偶者



## 本人・親族型

▶被保険者:ご本人、ご親族  
(配偶者を除きます)

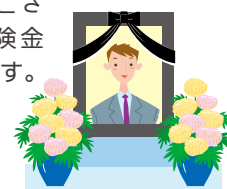


## 基本補償

24時間  
補償

### 死亡保険金

ケガにより死亡された場合に保険金をお支払いします。



### 通院保険金

ケガにより通院された場合に保険金をお支払いします。



お支払い限度日数:90日



## オプション(特約)

### 天災危険補償 特約

地震・津波・噴火によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※基本補償および子ども総合費用特約において対象となります。



### 受託品賠償責任 特約

他人から借りた物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。



# ご自由に設計していただけます。

おすすめプランページへ →

## 後遺障害 保険金

ケガにより後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。



## 入院 保険金

ケガにより入院された場合に保険金をお支払いします。



お支払い限度日数:180日

## 手術 保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に保険金をお支払いします。



## 傷害医療費用 保険金

ケガにより医師の治療を受けられた場合に公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。



## 介護 保険金

ケガにより重度後遺障害が生じ介護が必要と認められた場合に保険金をお支払いします。



## 交通事故のみ補償タイプ

(交通事故傷害危険のみ補償特約付)  
もご希望によりご選択できます!

お手頃な保険料で交通事故によるケガをしっかりとカバー

※補償内容の詳細は必ずP5でご確認ください。

## 個人賠償責任 特約

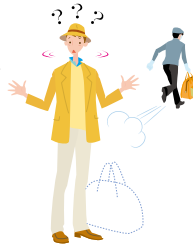
他人にケガをさせたり他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。



安心の  
示談代行  
サービス付

## 携行品 特約

外出中の事故により持ち物に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。



## ホールインワン・アルバトロス費用 特約

日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成された場合に保険金をお支払いします。(アマチュアゴルファー限定)



## 被害事故補償 特約

犯罪やひき逃げによるケガにより治療費などの損害が発生した場合に保険金をお支払いします。



## 救援者費用等補償 特約

航空機等の遭難、旅先でのケガによる入院などで、捜索救助・移送などの費用を負担された場合に保険金をお支払いします。



## 子ども総合費用 特約

扶養者が事故により所定の状態となりお子様を扶養できなくなった場合に保険金をお支払いします。



※補償内容の詳細は必ずP5~7でご確認ください。

# 未来スケッチのおすすめプラン(保険料例)

基本補償とオプション(特約)を自由に組み合わせることができます。

## 基本補償保険料 天災危険補償特約付

(保険期間: 1年、本人の職種区分A<sup>\*</sup>、月払保険料)  
 ※従事されている職業・職務によっては、保険料が異なる場合があります。

補償内容	保険金額		
	① ご本人	② ご本人の配偶者	③ ご親族
死亡・後遺障害保険金	500万円	250万円	150万円
入院保険金(日額)	3,000円	2,000円	1,000円
通院保険金(日額)	2,000円	1,000円	500円
傷害医療費用保険金	50万円	50万円	50万円
介護保険金	120万円	120万円	120万円

補償のタイプ	月々の保険料 ( )内は天災危険補償特約なし
個人型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①</span>	1,850円 (1,690円)
家族型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①+②+③</span>	4,200円 (3,790円)
夫婦型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①+②</span>	2,790円 (2,520円)
本人・親族型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①+③</span>	3,260円 (2,960円)

## オプション(特約)



例えばこんな方にオススメです!

特約名	保険金額	自転車に乗る方	ゴルフ好きな方	旅行好きな方	お子様のいるご家庭
個人賠償責任特約	1億円 (自己負担額:0円)	○	○	○	○
携行品特約	20万円 (自己負担額:3,000円)	○	○	○	
ホールインワン・ アルバトロス費用特約 (ご本人のみ補償の場合)	30万円		○		
被害事故補償特約	1,000万円	○			○
救援者費用等補償特約	100万円			○	
子ども総合費用特約 (支払期間6年の場合)	各費用:育英400万円/ 学資30万円/進学30万円				○

補償のタイプ	月々の特約追加保険料 ( )内は天災危険補償特約なし
個人型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①</span>	400円 760円 320円 620円 (520円)
家族型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①+②+③</span>	870円 980円 550円 870円 (770円)
夫婦型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①+②</span>	570円 840円 400円 ご契約いただけません
本人・親族型 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">上記 ①+③</span>	700円 900円 470円 780円 (680円)

※上記特約追加保険料は基本補償保険料に加算してください。 ※上記おすすめプランは一例であり特約を選択する際の参考としてお考えください。

未来スケッチにご加入いただきますと、下記のサービスをご利用できます。

富士火災

Health Club

けんこうくらぶ

- ① 健康・医療・介護・育児電話相談サービス
- ② メンタルヘルス電話相談サービス
- ③ 福祉・介護事業者案内サービス
- ④ ベビーシッター派遣業者案内サービス
- ⑤ 病院・老人福祉施設案内サービス
- ⑥ 人間ドック施設案内サービス

※ご利用の際は、ご契約後に別途ご案内する「ご契約のしおり」等に記載の電話番号にご連絡ください。  
 ※左記のサービスは、業務提携先であるALSOKあんしんケアサポート(株)が提供します。  
 ※左記のサービスは、弊社が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。また、サービス内容・品質について弊社が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生しても弊社は責任を負いかねます。  
 ※ご利用者の状況やご相談内容により、サービスを停止・制限させていただく場合があります。  
 ※左記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございます。

# 基本補償

国内・海外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合などに以下の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 (傷害補償特約)	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一保険年度内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ ④脳疾患、病気または心神喪失 ⑤地震、噴火、津波 ※天災危険補償特約により所定の割増を領収している場合は除きます。 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ ※運動危険補償特約により所定の割増を領収している場合は除きます。 4. 自動車等の乗用具による競技・試運転等を行っている間のケガ ※特別危険補償特約により所定の割増を領収している場合は除きます。 5. 自動車競争選手、オートバイ競争選手、競輪選手、プロボクサー(レスラー)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間のケガ ※特別危険補償特約により所定の割増を領収している場合は除きます。 など
後遺障害保険金 (傷害補償特約)	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合*]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて傷害補償特約別表3に定める保険金支払割合(4%~100%) (注1)お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2)既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合*を控除して保険金をお支払いする場合があります。	
入院保険金 (傷害補償特約)	ケガにより入院された場合に、[入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
手術保険金 (傷害補償特約)	ケガの治療のため所定の手術*を受けられた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 ①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍=手術保険金の額 ②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍=手術保険金の額 ※所定の手術とは、次のAまたはBをいいます。 A. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。) ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。 B. 先進医療[*欄外]に該当する手術	
通院保険金 (傷害補償特約)	ケガにより通院(通院に準じた状態*および往診を含みます。)された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度とします。 ※骨折、脱臼、靭帯損傷等で、傷害補償特約別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した状態をいいます。	
傷害医療費用保険金 (傷害医療費用保険金支払特約)	ケガにより医師の治療を受けられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度等を利用された期間に実際に負担された費用*を、1事故につき傷害医療費用保険金額を上限にお支払いします。 ※公的医療保険制度の一部負担金、入退院または転院に係わる交通費など。また、公的医療保険制度等から別途還付される「高額療養費」「附加給付」、第三者からの賠償金等がある場合は、その額を差し引きます。 (注)公的医療保険では、高額療養費制度により、所得に応じた自己負担の上限が設けられています。	
介護保険金 (介護保険金支払特約)	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により介護が必要と認められる状態になられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の介護を要する期間1年につき介護保険年額をお支払いします。なお、介護を要する期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算によりお支払いします。	

[\*]健康保険法等の規定に基づく評価療養のうち厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所において行われる高度な医療技術を用いた療養をいいます。すべての最先端医療をいうものではありません。先進医療の種類、取扱の病院・診療所および要件は、厚生労働省ウェブサイト([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/sensiniryu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/sensiniryu/index.html))をご確認ください。

## オプション(特約)

### 特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
天災危険補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波およびこれらに付随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によりケガをされた場合に、基本補償およびこども総合費用特約の保険金をお支払いします。	
個人賠償責任特約	国内・海外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ※1 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※2 この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含みます。)は原則として弊社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	1. 故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償 3. 職務遂行に直接起因する損害賠償(仕事上の損害賠償) 4. 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5. 同居の親族に対する損害賠償 など
携行品特約	国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として再調達価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)または修繕費をお支払いします。 ※1 次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ●クレジットカード、プリペイドカード、義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの ●自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●動物、植物 など ※2 貴金属などは、時価額となります。 ※3 1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(自己負担額)はご自身で負担いただきます。 ※4 お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. 差し押さえ、没収などの公権力の行使 3. 欠陥、自然消耗、虫食い 4. 置き忘れ、紛失 5. 擦傷・塗料のはがれなど外観のみの機能に支障をきたさない損傷 など

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合																																	
<b>ホールインワン・アルパトロス費用特約</b> (セルフプレイ補償特約セット)	<p>アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルパトロスの達成により慣習として支出する贈呈用記念品購入費用(貨紙幣、商品券、プリペイドカード等は対象外となります。ただし、達成記念として特に作成したプリペイドカードは対象となります。)、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用の実費を、保険金額を限度にお支払いします。なお、同種の特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれの契約のうち最も高い保険金額がお支払いの限度額となります。</p> <p>※1 日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上(ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。)と、パー(基準打数)35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。</p> <p>※2 保険金のお支払いには、次の全ての方が署名・捺印した弊社所定のホールインワン・アルパトロス証明書(以下「証明書」といいます。))のご提出が必要となります。</p> <p>●同伴競技者 ●ゴルフ場の責任者 ●ゴルフ場所所属の競技同伴キャディ(*)</p> <p>*同伴キャディがない場合(セルフプレイ、フォアキャディのみの競技時)は、ホールインワンまたはアルパトロスの達成を目指した次のいずれかの方が署名・捺印した証明書、または達成を証明するビデオ映像等の客観的資料をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフ場従業員</li> <li>・全くの第三者</li> <li>・被保険者が会員となっているゴルフ場が主催・共催する公式競技の参加者または競技委員</li> </ul> <table border="1" data-bbox="384 517 1137 663"> <thead> <tr> <th>全くの第三者に該当する者の例</th> <th>全くの第三者に該当しない者の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たまたま前後の組で競技していた競技者</li> <li>・ゴルフ場に入り出している造園・工事業者</li> <li>・ゴルフ場の売店運営業者</li> <li>・ゴルフ場のイベント業者</li> </ul>           など         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴競技者</li> <li>・同一日に同一ゴルフ場において1または複数組で競技することを約束していた競技者</li> <li>・帯同者</li> </ul>           など         </td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 この特約の被保険者の範囲は下表の範囲内でご選択いただけます。</p> <table border="1" data-bbox="384 701 962 884"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主契約</th> <th colspan="4">ホールインワン・アルパトロス費用特約</th> </tr> <tr> <th>個人型</th> <th>家族型</th> <th>夫婦型</th> <th>本人・親族型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人型</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>家族型</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>夫婦型</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>本人・親族型</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	全くの第三者に該当する者の例	全くの第三者に該当しない者の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たまたま前後の組で競技していた競技者</li> <li>・ゴルフ場に入り出している造園・工事業者</li> <li>・ゴルフ場の売店運営業者</li> <li>・ゴルフ場のイベント業者</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴競技者</li> <li>・同一日に同一ゴルフ場において1または複数組で競技することを約束していた競技者</li> <li>・帯同者</li> </ul> など	主契約	ホールインワン・アルパトロス費用特約				個人型	家族型	夫婦型	本人・親族型	個人型	○	×	×	×	家族型	○	○	○	○	夫婦型	○	×	○	×	本人・親族型	○	×	×	○	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者が経営するゴルフ場または勤務されるゴルフ場でのホールインワンまたはアルパトロス</li> <li>ホールインワン・アルパトロス達成を証明する弊社所定の書類等を提出できない場合</li> <li>ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成した場合 など</li> </ol>
全くの第三者に該当する者の例	全くの第三者に該当しない者の例																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・たまたま前後の組で競技していた競技者</li> <li>・ゴルフ場に入り出している造園・工事業者</li> <li>・ゴルフ場の売店運営業者</li> <li>・ゴルフ場のイベント業者</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴競技者</li> <li>・同一日に同一ゴルフ場において1または複数組で競技することを約束していた競技者</li> <li>・帯同者</li> </ul> など																																		
主契約	ホールインワン・アルパトロス費用特約																																		
	個人型	家族型	夫婦型	本人・親族型																															
個人型	○	×	×	×																															
家族型	○	○	○	○																															
夫婦型	○	×	○	×																															
本人・親族型	○	×	×	○																															
<b>受託品賠償責任特約</b>	<p>被保険者が国内において他人から受託した物を、次の間に、壊したり、盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>①国内において住宅内に保管している間 ②国内・海外を問わず住宅外に持ち出している間</p> <p>※1 次のものは受託品に含まれませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現金、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、動物、植物</li> <li>●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など</li> </ul> <p>※2 賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。なお、賠償金額は、受託品の時価額を超えないものとします。</p> <p>※3 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※4 1回の事故につき、免責金額(自己負担額)の5,000円はご自身で負担いただきます。</p> <p>※5 お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>職務の用に供されている間の損壊、盗取</li> <li>被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取</li> <li>次のような原因により生じた損壊、盗取             <ol style="list-style-type: none"> <li>①故意、地震、噴火、津波</li> <li>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</li> <li>③自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥</li> <li>④電気的事故、機械的事故</li> <li>⑤通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと など</li> </ol> </li> </ol>																																	
<b>被害事故補償特約</b>	<p>国内・海外を問わず、被保険者が犯罪やひき逃げによりケガをされた場合、治療費や逸失利益などの被保険者が被られた損害に対して保険金をお支払いします。ただし、加害者などから支払いを受けた賠償金や公的医療保険制度などによる給付がある場合はそれらを差し引いてお支払いします。なお、被害事故補償保険金は、死亡・後遺障害・入院・通院・介護の各保険金とは別に支払われます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>地震、噴火、津波</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</li> <li>被害事故のほう助、容認、誘発 など</li> </ol>																																	
<b>救済者費用等補償特約</b>	<p>国内・海外を問わず、被保険者が乗っていた航空機・船舶が遭難した場合や、被保険者が旅先でケガをし14日以上入院された場合などに、保険契約者、被保険者またはその親族が負担された次の費用をお支払いします。</p> <p>①捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用</p> <p>②現地までの救済者の往復交通費(2名分限度)</p> <p>③救済者の宿泊料(2名分を限度とし、かつ1名につき14日が限度)</p> <p>④現地からの移送費用(遺体輸送費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくはは住所の属する国の病院に移転するために要した移送費。医師、看護師の付添いに要する費用を含みます。)</p> <p>⑤救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(国外20万円、国内3万円を限度)</p> <p>※ お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当する事由によって生じた費用             <ol style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ</li> <li>③脳疾患、病気または心神喪失</li> <li>④地震、噴火、津波</li> <li>⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動</li> </ol> </li> <li>むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など</li> </ol>																																	
<b>ホームヘルパー費用特約</b>	<p>家事従事者*である被保険者(保険の対象となる方)が、偶然な事故によるケガで入院し家事に従事できなくなったとき、臨時に負担された①、②の費用(注1)から自己負担額(1回の事故につき5,000円)を控除した額をお支払いする特約です。(注2)</p> <p>①ホームヘルパー、ベビーシッター、清掃代行サービスの雇入費用</p> <p>②託児所、保育園の費用</p> <p>※家事従事者とは、被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行う方をいいます。</p> <p>(注1)基本補償の入院保険金のお支払対象期間中に負担された費用に限ります。</p> <p>(注2)1回の事故につき、保険証券記載の支払限度基礎日額に雇入日数を乗じた額をお支払限度とし、1日に複数の者の雇入費用を負担した場合であっても1日として計算します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>ケガをされたときに、被保険者が家事従事者でなかった場合</li> <li>基本補償の入院保険金をお支払いできない場合</li> <li>入院の発生に関係なく負担していた左記①②の費用 など</li> </ol>																																	

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ごども総合費用特約	被保険者を扶養される方で保険証券に記載されている方がケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害を被られた場合、以下の保険金をお支払いします。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた扶養不能 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用したの運転中に被ったケガ ③脳疾患、病気または心神喪失 2. 地震、噴火、津波による扶養不能 ※天災危険補償特約をセットする場合は除きます。 3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による扶養不能 4. 被保険者が扶養されていない場合など
	育英費用 保険証券記載の育英費用保険金額の全額をお支払いします。	
	学資費用 被保険者が、支払対象期間中に発生した授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費などの学資費用を負担されたとき、各支払年度について保険証券記載の学資費用保険金額を限度として実費をお支払いします。	
	進学費用 被保険者が、支払対象期間中に発生した入学金、納付が義務づけられている寄付金などの進学費用を負担されたとき、支払対象期間を通じて保険証券記載の進学費用保険金額を限度として実費をお支払いします。	
入院保険金の7日間2倍支払特約	基本補償の入院保険金をお支払いする場合、最初の7日間に限り、入院保険金を2倍にしてお支払いする特約です。	基本補償と同じです。
後遺障害保険金追加増額支払特約	基本補償の後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者(保険の対象となる方)が生存されている場合にお支払いした後遺障害保険金に保険証券に記載の倍数(契約締結時に約定します。)を乗じた金額を追加してお支払いする特約です。	基本補償と同じです。
交通事故傷害危険増額支払特約	次の①～④の事故によるケガに対して、基本補償の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をお支払いする場合に、それぞれの保険金を2倍にしてお支払いする特約です。 ①乗物との衝突・接触などの交通事故 ②乗物に搭乗している間の偶然な事故 ③乗物の乗降場構内(改札口内等)での偶然な事故 ④乗物の火災 ※乗物とは、電車、自動車、航空機、船舶、エスカレーター等、この特約に定める「交通乗用具」をいい、遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴーカー等)、幼児用の乗物(一輪車、三輪車、ゴムボート等)、遊具(キックボード、スケートボード、サーフボード、遊戯用のそり等)、ハングライダー、気球、物品輸送用の装置・座席のないリフト等を除きます。	基本補償と同じです。なお、次の場合には、保険金は2倍払いとなりません。 1. 次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 など 2. 職務として次の作業を行っている間の、当該作業に起因するケガ ①荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃 など
交通事故傷害危険のみ補償特約	次の①～④の事故によるケガに限り、基本補償の保険金をお支払い対象とする特約です。 ①乗物との衝突・接触などの交通事故 ②乗物に搭乗している間の偶然な事故 ③乗物の乗降場内(改札口内等)での偶然な事故 ④乗物の火災 ※乗物とは、電車、自動車、航空機、船舶、エスカレーター等、この特約に定める「交通乗用具」をいい、遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴーカー等)、幼児用の乗物(一輪車、三輪車、ゴムボート等)、遊具(キックボード、スケートボード、サーフボード、遊戯用のそり等)、ハングライダー、気球、物品輸送用の装置・座席のないリフト等を除きます。	基本補償の保険金をお支払いできない場合に加え、次の場合にも保険金をお支払いしません。 1. 次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 など 2. 職務として次の作業を行っている間の、当該作業に起因するケガ ①荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃 など
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	被保険者が特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いする特約です。 ※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類～三類感染症をいいます。 《特定感染症(2008年5月12日現在)》 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。)、腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1であるものに限ります。)	1. 保険契約の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットした契約の場合) 2. 次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震、噴火、津波 (天災危険補償特約をセットされた場合でも、この特約においては保険金のお支払対象外となります) ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 など
入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1,000日用)	基本補償の入院保険金および手術保険金の支払対象期間を拡大し、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の入院および手術を保険金のお支払い対象とする特約です。 (注)1. 入院については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に基本補償の入院保険金を支払うべき入院を開始された場合に限り、 2. 通院補償のあるご契約については、必ず「通院保険金支払日数延長特約(1,000日用)」もセットしてご契約いただきます。	基本補償と同じです。
通院保険金支払対象日数延長特約(1,000日用)	基本補償の通院保険金の支払対象期間を拡大し、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院を保険金のお支払い対象とする特約です。 (注)1. この特約をセットされた場合であってもお支払いする通院保険金は、通院90日分を限度とします。 2. 入院補償のあるご契約については、必ず「入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1,000日用)」もセットしてご契約いただきます。	基本補償と同じです。

## 1 商品の仕組み

この保険は保険期間中に国内・海外を問わず急激かつ偶然な外来の事故により被保険者(保険の対象となる方)がケガをされた場合などに保険金をお支払いします。被保険者の範囲に応じてご契約タイプをお選びいただくことができます。

なお、被保険者が運行中の交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶などをいいます。)との衝突・接触等の事故、運行中の交通乗用具搭乗中の事故および交通乗用具の火災等により被られたケガに限定してお支払いのご契約タイプもあります。

### <被保険者の範囲>

ご契約タイプ	被保険者の範囲	申込書の被保険者欄記載の本人	ご本人の配偶者	その他のご親族
個人型	○	○	×	×
家族型	○	○	○	○*1
夫婦型	○	○	○	×
本人・親族型	○	○	×	○*2

\*1 家族型の場合、ご本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

\*2 本人・親族型の場合、ご本人の同居の親族(配偶者を除きます。)および別居の未婚の子をいいます。

(注1) 「個人賠償責任特約」「受託品賠償責任特約」における被保険者の範囲は、ご契約タイプに関係なく、家族型と同様となります。なお、ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故のときに限り、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者も被保険者の範囲に含まれます。

(注2) 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 2 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は原則として1年でご設定ください。なお、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能です。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

## 3 引受条件(保険金額等)

保険金額(ご契約金額)等の設定については、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただく保険金額等については、申込書・明細書・加入申込書にてご確認ください。

- 保険金額等は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額等との関係で上限が定められています。
- 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額等を制限させていただくことがあります。

### 【死亡・後遺障害保険金額について】

以下の①、②いずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

- 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
  - 被保険者の同意がない場合(ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。)
- なお、家族型契約・夫婦型契約および本人・親族型契約において、配偶者・その他のご親族の死亡・後遺障害保険金額は、前記①②にかかわらず他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

## 4 保険料

保険料は、保険金額・保険期間・お仕事の内容(仕事中のケガにも保険金をお支払いするご契約のみ)等により決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書・明細書・加入申込書にてご確認ください。

## 5 保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、下表からお選びください。

払込手段	払込方法 (一括払)	分割払(※1)	
		初回保険料	2回目以降
口座振替方式	○※2	○※2	○
直接集金方式	○	○	○
クレジットカード払方式 ※3	○	○	×
団体扱・集団扱 ※5	○	○	○

※1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限りです。

※3 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

※4 クレジットカード払方式を選択いただいた場合、2回目以降の保険料は、口座振替方式または直接集金方式によります。

※5 お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です(団体扱契約・集団扱契約)。この場合、一括払では保険料の割引(5%)があり、分割払では、上記※1の保険料の割増は適用されません。なお、団体扱・集団扱をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。

(注1) 包括契約方式の場合、払込方法は上記と異なります。

(注2) 分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。

## 6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 7 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間(保険のご契約期間)に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。

## 8 保険金代理請求制度について

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人(親権者・成年後見人など)がいらっしゃらない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

- 事故にあった被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- 事故にあった被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(①の配偶者がいらいらしない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合)
- ①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族(①、②の方がいづれもいらいらしない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合)

## Web約款 ~地球に優しい選択~

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款(ご契約のしおり)をご覧いただけます。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

<http://www.fujikasai.co.jp/>

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災  
**お客様センター**  
**0120-228-386**

\*携帯電話・PHSからもご利用になります。  
●平 日:午前9:00~午後6:00 (年末年始を)  
●土日祝:午前9:00~午後5:00 (除きます。)

事故の受付・ご相談は…

富士火災  
**セイフティ24コンタクトセンター**  
**0120-220-557**

\*携帯電話・PHSからもご利用になります。  
**24時間・365日**  
受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災  
**お客様の声室**  
**0120-246-145**

\*携帯電話・PHSからもご利用になります。  
●平 日:午前9:00~午後7:00  
(年末年始を除きます。)

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会  
**そんぽADRセンター**  
**0570-022-808**

\*PHS・IP電話からは03-4332-5241  
●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。)  
※電話料金はお客様負担となります。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客様センターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の預収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL. 03-5400-6000(大代表)

<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは

